

いわき市農業委員会第22回総会議事録

会長 草野庄一は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、令和5年2月17日（金）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室に招集した。

1 出席者（計32名）

(1) 農業委員（22名）

1 木田 テイ子		21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（10名）

事務局長	酒井 直人
事務局次長	遠藤 敏行
主任主査兼農政振興係長（書記）	草野 浩平
主任主査兼農地調査係長	小川 仁一
農地審査係長	府川 将人
農政調査係 主査	金成 聡司
農政調査係 主査	坂本 壮示
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 事務主任	西山 諒

2 欠席者（計2名）

11 鈴木 理
23 木幡 仁一

3 会議の概要（注：「議事」から「閉会」まで、個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (遠藤次長)	これから議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。 草野会長、よろしくお願いいたします。
議長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。 円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の通告欠席でございますが、議席番号11番、鈴木理委員、議席番号23番、木幡仁一委員でございます。 現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。 本日の総会が成立することをご報告いたします。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。 ただいまより、いわき市農業委員会第22回総会を開会いたします。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。 議席番号21番、新妻公二委員、 議席番号22番、大竹公治委員、 以上、2名にお願いいたします。 また、書記は事務局にお願いいたします。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。 これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。 また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。
事務局 (遠藤次長)	【議案書2ページから3ページにより会務報告】

議長 (草野会長)	それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	特に、取下げ、追案等はありません。
議長 (草野会長)	それでは、議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 本日、議案第5号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」において、議席番号20番、坂本和徳委員が該当しております。 坂本委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願いします。 その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (鈴木(昌)主査)	本日の議案に入ります前に、資料の訂正がございます。 議案説明書2ページの番号2番、譲受人の氏名の漢字に誤りがありましたので、訂正お願いいたします。 同じく現地調査位置図につきましても、氏名の漢字の訂正よろしくをお願いいたします。 大変申し訳ありませんでした。 それでは、議案説明書2ページより説明させていただきます。 地図につきましては、別紙「現地調査位置図」を併せてご覧ください。 番号1番から7番につきましては、売買による所有権の移転であります。 また、番号8番につきましては、使用貸借権の設定、番号9番及び番号10番につきましては、農地の交換による所有権の移転、番号11番につきましては、農地の贈与による所有権の移転案件となります。 このことから、今月の3条許可の面積につきましては、田：18,973

事務局 (鈴木(昌) 主査)	m²、畑：5,407m²、合計：24,380m²となります。 続きまして、4ページと5ページになりますが、許可要件の詳細となります。 また、今月申請となった許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしており、詳細につきましては、6ページの内容となります。 事務局からの説明は、以上となります。
議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第1号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
19番 中根委員	議席番号19番、中根まり子です。 議案第1号、番号1番から番号7番までの事案につきまして、現地を調査しましたが、特段問題はありませんでした。 報告は以上でございます。
議長 (草野会長)	続いて、事務局をお願いいたします。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	農地の使用貸借権案件としまして、番号8番、また農地の交換による所有権の移転案件として、番号9番から番号10番、同じく贈与の案件として、番号11番の事案について、事務局で現地を確認しましたが、特段問題はなかったことを報告します。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】	
議長 (草野会長)	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
【「異議なし」との声あり】	

議長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
	次に、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
	詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (福田主査)	議案説明書の7ページをお開き願います。
	議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。
	説明に入ります前に、資料の訂正がございます。
	議案説明書の8ページをお開きください。
	番号1番について、申請人から取下げの申し出がありましたので、議案説明書から削除願います。
	続きまして、番号6番についてですが、「譲受人」の欄につきまして、「楽天モバイル株式会社 基地局設置統括本部 田邊誠二」とありますが、「基地局設置統括本部」の後に、「統括本部長」と追記願います。
	訂正後につきましては、「楽天モバイル株式会社 基地局設置統括本部 統括本部長 田邊誠二」となります。
	また、同じく番号6番の所在地番の後に、「の一部」と追記いただきますようお願いいたします。
	併せて、現地調査位置図の22ページにつきましても、同様の追記をお願いいたします。
	大変申し訳ございませんでした。
	これらの訂正によりまして、転用面積の合計に変更が生じます。
	議案説明書8ページの下部、「田：5,021.84㎡、畑：1,319.13㎡、合計：6,340.97㎡」とありますが、こちらが「田：2,293㎡、畑：1,319.13㎡、合計：3,612.13㎡」に変更となりますので、訂正をお願いいたします。
	改めまして、議案説明書8ページの内容について、ご説明いたします。
	配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」を併せてご覧になりながら、お聴きくださいますようお願いいたします。
	なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

事務局 (福田主査)	番号2番、岩間町、田、1,273㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。 3番、内郷高野町、田、981㎡、太陽光発電設備、地上権の設定。 4番、遠野町深山田、畑、1,124㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。 5番、遠野町根岸、田、39㎡、駐車場（自家用）、所有権の移転。 6番、大久町大久の一部、畑、195.13㎡、工事中仮設用地としての一時転用、使用貸借権の設定。 以上5件、面積は、田：2,293㎡、畑：1,319.13㎡、合計：3,612.13㎡となります。 申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。 説明は以上です。
議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
20番 坂本委員	議席番号20番、坂本和徳です。 番号2番から番号5番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	続いて、事務局をお願いいたします。
事務局 (福田主査)	番号6番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】	
議長 (草野会長)	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査)

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開きください。

番号1番及び番号2番と、案件が2つございますが、同一の申請者による関連する事項となりますので、一括してご説明させていただきます。

申請者は、宮城県仙台市青葉区、株式会社四電工東北営業所、所長、鴨居徹。

申請地は、番号1番が三沢町、地目が田、面積が3,981㎡。

番号2番が、田人町旅人の一部、地目が田、面積が950㎡となりまして、転用目的は、いずれも資材置場としての一時転用となっております。

番号1番が、令和3年11月26日付け第5086号における許可を、2番が令和4年4月26日付け第5009号における許可を得ておりまして、いずれも許可日から令和5年3月31日までの一時転用となっていたものでございます。

今回の変更事項及びその内容についてですが、いずれも変更事項が、「事業の操業期間又は施設の利用期間の変更」となります。

変更内容としましては、許可を得ておりました操業期間が、番号1番については、許可日である令和3年11月26日から令和5年3月31日までであったものを、令和3年11月26日から令和5年9月30日までとするものです。

また、番号2番については、変更前が令和4年4月26日から令和5年3月31日までだったものを、変更後が令和4年4月26日から令和5年9月30日までとするものです。

こちらの転用目的ですが、資材置場としての一時転用となりまして、それぞれ別個の再生エネルギー発電設備及びそこからの

事務局 (福田主査)	送電用地の工事に伴う資材置場として使用しているものですが、送電線の工事に遅延が生じたことから、併せて施工期間もずれ込むことにより、転用についても変更する必要が生じたため、今回の申請に至ったものです。 説明について、以上となります。
議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
事務局 (福田主査)	番号1番及び番号2番について、期間の変更のみであることから、事務局にて現地調査したところ、特段問題はございませんでした。報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】	
議長 (草野会長)	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
【「異議なし」との声あり】	
議長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の7ページをお開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (西山主任)	議案説明書の11ページをお開き願います。 いわき市農用地利用集積計画について、ご説明いたします。 次のページをお開き願います。

事務局
(西山主任)

農用地利用集積計画第16号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸するものでございます。

実施地区は久之浜、大久、借り手2名、貸し手28名。

対象筆数は田：52筆、面積は田：103,112㎡となっております。

なお、議案説明書17ページまで、農用地利用集積計画の詳細な説明は省略させていただきます。

以上、第16号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第4号について、説明がありました。これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号20番、坂本和徳委員が該当しております。

坂本委員は、一時退出を願います。

【20番・坂本委員一時退席】

議長
(草野会長)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局 (西山主任)	議案説明書の18ページをお開き願います。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、ご説明いたします。 次のページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画案について意見を求められたため、お諮りするものです。 番号1番、借り手、住所は四倉町玉山、貸し手、住所・氏名は、福島市中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社・理事長芳見茂。 土地の所在は四倉町玉山、現況地目は田、面積は田：13,228㎡です。 ほか13件、詳細については、議案説明書に記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画案は、既存の中間管理事業の借り手の変更に伴い作成されたものです。 また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項及び福島県農業振興公社の農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第5号について、説明がありました。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
18番 鈴木(義) 委員	議席番号18番、鈴木義直です。 賃借期間で24年というのがありますが、これは期間について、何か決まりがあるのでしょうか。 また、貸借の最長期間と言いますか、若い人が30年間借りるということなら理解できますが、例えば高齢の方が30年間や40年間借りることはできるのか、できる場合はその要件、例えば後継者がいる人だったら借りられますよとか、その辺りをお聞きしたいと思います。
事務局 (西山主任)	まず、24年という権利の設定期間ですが、こちらの案件は、大野第三地区の基盤整備事業の実施に向けた農地の貸借になっております。

事務局
(西山主任)

今、基盤整備事業を実施しようとする、事業の実施が決定する段階から15年以上、中間管理事業で貸借の設定が結ばれなくてはならないという決まりがあります。

大野第三地区の基盤整備事業については、話はだいぶ進んでおりますが、事業が正式に決定するまでは、もう少し時間がかかるということで、本来であれば、15年又は20年という設定で基盤整備に向けた貸借を結ぶのですが、余裕を持って24年という設定となっております。

また、地区全体でも、受け手の人は全員25年以上という期間で、貸借が結ばれております。

ですので、基盤整備が終わって換地された後、貸借が全て見直されて、その際は、現実的な貸借期間が設定されることとなります。

この場合、10年をベースとした現実的な期間で貸借の設定が行われます。

なお、中間管理事業に関しては、貸借の年数に「何年以内」といった制限はございません。

ただし、民法上の定めとなる「50年」というのが1つの目安になります。

勿論、現在ご高齢の方で、確実に50年間はご存命でない場合、50年という期間では貸借がされません。

また、会長から冒頭お話がありましたが、来年度から「地域計画」というものが策定されることとなりまして、中間管理事業を今後実施する場合は、この地域計画に基づいて貸借するというのがベースになってきます。

「誰がどういう形で、どのぐらいの期間貸借がされるのか」というのは、地域の皆様で決めていただき、それに基づいて貸借期間などが設定されるように、改正法が施行されることとなります。

私からの説明は、以上になります。

議長
(草野会長)

よろしいですか。
その他ございませんか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第5号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」は、原案のとおり可決いたします。

それでは、坂本委員、入室願います。

【20番・坂本委員着席】

議長
(草野会長) 次に、議案第6号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長) 議案書の9ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査) 議案第6号「非農地の判断について」、ご説明いたします。
先日郵送しております議案説明書と本日お配りした資料1をお開き願います。

なお、当該地の現況については、前方のモニターに後ほど投影しますので、ご確認ください。

それでは、説明いたします。

番号1番から4番について、四倉・久之浜・大久地区審議会から、一帯が山林の様相を呈しているとのことで、同地区審議会の委員で現地確認を行ったものです。

番号5番及び6番については、平2区地区審議会から、一帯が山林の様相を呈しているということで、同地区審議会の委員で現地調査を実施しました。

番号7番につきましても、遠野・田人地区審議会からの委員より非農地判断を求められ、同地区審議会の委員で現地確認を行いました。

全て、当該地一帯が原野・山林の様相を呈し、農地としての利用することが困難であることを確認し、今般、地権者等から非農地判断することの確認を得た筆について、非農地判断を求めるものです。

2月分は、田：5筆、4,278㎡、畑：5筆、1,676㎡、合計：10筆、5,954㎡となります。

それでは、当該地の現況を前方のモニターに投影しますので、少々お待ちください。

【モニターに当該地の現況画像を投影し、説明】

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第6号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、順番でお願いいたします。

10番
岡村委員

議席番号10番、岡村です。
番号1番から4番については、既に山林の様相を呈している状態
であります。
非農地化することに関しては、特段問題ありません。
報告は以上です。

2番
四家(誠)
委員

議席番号2番、四家誠です。
番号5番から6番については、地区審議会の委員で現地を確認し
ましたが、既に山林の様相を呈している状態であります。
非農地化することに関しては、特段問題ありません。
報告は以上です。

10番
生田目委員

議席番号10番、生田目です。
番号7番について、地区審議会の委員で現地を確認しましたが、
既に原野の様相を呈している状態であります。
非農地化することに関しては、特段問題ありません。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

ただいまの各地区の報告では、「特に問題ないと判断される」との
ことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございま
すか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第6号、「非農地の判断について」は、原
案のとおり可決いたします。
次に、議案第7号、「いわき市事務委任規則の改正に対する意見の
決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

事務局
(西山主任)

議案第7号「いわき市事務委任規則の改正に対する意見の決定について」をご説明する前に、本日配付しました資料2「議案第7号の補足資料」をお手元にご用意ください。

議案第7号は、令和4年に成立した「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に深く関わっているものです。

この法律の改正概要について、改めてご説明します。

それでは、補足資料をご覧ください。

本資料は、議案第7号「いわき市事務委任規則の改正に対する意見の決定について」における議案審議の際の参考となるよう、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」について、その一部を抜粋し、全体像をまとめたものです。

先ほどお伝えしたとおり、令和4年に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が制定されました。

この法律によって、農業経営基盤強化促進法及びそれに付随した農地法等の関係法令が改正されました。

この改正の一番のポイントは、「地域計画」の策定が法律に位置付けられたことです。

この「地域計画」とは何かということですが、これまで委員の皆様が携わってこられた各地域の農業の将来設計である「人・農地プラン」をさらに発展・進化させたものになります。

この「地域計画」が法律に位置付けられた意味について、簡単にご説明いたします。

まず、「地域計画」が法定化されたことにより、将来にわたって安定して取り組まれることになります。

そして、「地域計画」を策定する意味が、「人・農地プラン」と比べて、非常に重要なものになります。

ここで、農業経営基盤強化促進法という法律を一言で表すと、「農業を盛り上げるための法律」です。

例えば、委員の皆様の中にもいらっしゃると思いますが、認定農業者制度、振興作物、また、農業委員会に関わりが深い利用権設定、農地中間管理事業、これらは全て農業経営基盤強化促進法に基づき、実施されています。

そして、同じ農業経営基盤強化促進法の中で、「地域計画の策定」が法定化されたのが、今回の法律改正になります。

これは、仮に地域計画が策定できなかった場合、これまで行って

事務局
(西山主任)

きた認定農業者向けの事業や担い手への農地の集団的な権利設定を実施しようとした際、影響を及ぼす可能性があるということです。

ただし、この影響がどの程度のものになるのか、現時点で国から具体的に示されておりません。

しかしながら、「地域計画の策定が重要である」という点は間違いがないので、ご承知置き願います。

では、この地域計画がどのように策定されるのか、資料に簡単なフロー図をまとめましたので、ご覧ください。

組織別の事務フローについてです。

まず、市町村から、地域計画の策定方針が示されます。

この方針に従い、農業委員会では、地域住民の意向を確認して、目標地図の素案を作成します。

農業委員会から市町村に対し、目標地図の素案を提出し、これを受けた市町村は、地域住民との話し合い等をベースとし、地域計画を策定することとなります。

そして、地域計画が策定された地域においては、その後の地域における農業活動は、地域計画に沿って実行されることとなります。

例えば、フロー図に示している部分ですと、地域計画において、「農地の集団的な貸借が必要である」となった場合、それに沿った形で農地中間管理事業による農地の貸借が行われることとなります。

この中間管理事業については、本日の総会の議案第4号及び第5号でご審議いただいた集積計画と配分計画、これらが法改正により「促進計画」に変わり、この促進計画に基づき、中間管理事業も実施されることとなります。

なお、この促進計画については、農地バンクが作成することとされております。

農地バンクでは、促進計画を作成するに当たり、その案の作成を市町村に要請します。

市町村は、農業委員会に意見聴取を行ったうえで、促進計画の案を作成し、それを農地バンクにフィードバックして、最終的に県で決定されることで、農地中間管理事業による農地の集団的な貸借が行われる形です。

大まかな各組織の事務の流れは、以上です。

次に、法改正により、基盤法の根幹がどのように変わったのか、利用権の設定を例にご説明します。

これまでの利用権設定は、地権者や耕作者といった当事者の方から申し出を受けて、集積計画を作成し、その計画が決定すれば集団的な農地の権利移動が行われていました。

法改正後は、まず地域計画を策定すること、これが全ての始まり

事務局
(西山主任)

になります。

そして、地域計画において集団的な権利が必要とされた場合は、促進計画が作成することとなり、促進計画は農業委員会の意見聴取を経て、農地中間管理事業に基づき、農地の貸借がされることになります。

なお、農地中間管理事業による農地の借受者は、あらかじめ地域計画で定められた方に限定される形になります。

このように、改正後の農業経営基盤強化促進法は、地域計画の策定がその根幹となり、地域計画がなければ、そもそも基盤法に基づいた集団的な権利移動も困難になります。

また、中間管理事業を実施した際に、その貸借の相手や賃貸借料、貸借の期間といった条件についても、地域の総意によって決定され、場合によっては個人の希望が制限される可能性があります。

このように、個人の希望ではなく、地域の総意が優先されて事業が実施されるようになります。

今回の例においては、利用権の設定を例にご説明しましたが、認定農業者向けの各種事業や、その他基盤法に基づいた事業を実施したいという際に、地域計画があるかないかで、地域的な格差が生じる可能性があります。

また、個人の申請が地域計画の内容に合致していない場合は、個人の申請が退けられる可能性もあります。

ただし、先ほど少し触れましたが、この影響がどの程度になるかについては、現時点で国から具体的に示されておりません。

あくまで可能性の話ですが、今後国から具体的に示されるとのことですので、動向を注視していただきたいと思います。

最後に、これまでのまとめです。

令和4年度に農業経営基盤強化促進法が改正され、令和5年4月1日から施行されます。

施行に伴い、農地の集団的な貸借を行う場合は、地域計画に基づいて行われることとなります。

ただし、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づき、地域計画が公告される前日までは経過措置期間として、従来の集積計画が作成可能となるものです。

以上、補足資料の説明を終了します。

それでは、議案説明書の説明に移ります。

議案説明書の23ページをお開き願います。

議案第7号「いわき市事務委任規則の改正に対する意見の決定について」、説明させていただきます。

次のページをお開き願います。

事務局
(西山主任)

まずは、概要についてですが、農業経営基盤の強化を促進するため、「農業経営基盤強化促進法」（以下、基盤法）が定められ、総合的な施策が講じられているところですが、今般、農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、基盤法が改正されました。

これに伴い、いわき市農業委員会の事務委任の見直しを行うものです。

次に、改正内容です。

農地中間管理事業に関する事務委任について、基盤法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、これまでの「集積計画」が新たに「促進計画」とされました。

促進計画は、農地中間管理機構がそれを定めるに当たり、市が策定する地域計画の達成に資するようにしなければならないとされているため、地域計画の策定を行う市において、当該事務を行うことがより効率的となります。

また、「農地中間管理事業業務委託実施要領」の改正が行われておらず、基盤法の改正に伴って削除された「農地利用配分計画」について、令和5年4月以降も用いることは不適切となり、農業委員会に事務を委任することができません。

以上のことから、こちらを削除するものです。

次に、利用権設定等促進事業に関する事務委任です。

基盤法の改正により、「利用権設定等促進事業」の文言が削除されました。

また、集積計画は促進計画とされ、農地中間管理機構が定めるものであることから、削除するものです。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、集積計画については、新たに経過措置が設けられたことから、これを追加するものです。

次に、農用地利用改善事業に関する事務です。

基盤法の改正により、農用地利用改善事業の準則となる「農用地利用規程」の認定要件において、「市が策定する地域計画の達成に資するものであること」と定められたことから、地域計画の策定を行う市が当該事務を行うことがより効率的であるため、これを削除するものです。

次のページは、新旧対照表になります。

改正前の第5条の(2)に当たる部分が農地中間管理事業に関するものであり、改正後はこちらを削除しております。

(3)については、利用権設定等促進事業に関するものであり、改正後はこちらを削除しております。

ただし、令和7年3月31日（地域計画が公告されたときは、その

事務局 (西山主任)	公告の前日)までは、経過措置期間として、促進計画を暫定的に作成できるとされておりますので、経過措置期間中の当該事務は引き続き農業委員会で行うべき事務として委任するため、条文を追加しております。 (4)は、農用地利用改善事業に関するものであり、改正後は削除しております。 以上、いわき市事務委任規則の改正に関して、地方自治法第180条の2に基づき、いわき市から協議依頼がありましたので、お諮りいたします。 説明は以上です。
議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第7号について、説明がありました。これについて、皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
18番 鈴木(義) 委員	18番、鈴木義直です。 質問が3点あります。 1点目、地域計画の策定主体。 2点目、地域計画の策定期限。 3点目、地域計画の策定エリアの決め方。 以上の3点、既出のものもあるかと思いますが、伺います。
事務局 (金成主査)	地域計画の策定主体は市です。 各市町村が策定することとされております。
18番 鈴木(義) 委員	市の担当部署を詳しく教えてください。
事務局 (金成主査)	所管課は、生産振興課です。 補足しますと、地域計画は、県・農業委員会・J A・土地改良区・その他の関係機関が協力のうえ、地域住民との話し合いを通じて市が作成することと定められております。 策定期限については、施行から2年以内ということで、令和7年3月31日までとなっております。 3点目の策定範囲ですが、市街化区域を除いた地域となっており、市からの情報によると、201地域とのことです。 これについては、社会的、経済的、地域的な課題を勘案し、策定エリアを設定してよいこととされており、本市においては、市街化区域以外の地域で策定するというのが基本方針となっております。

議長 (草野会長)	今、鈴木義直委員が質問した中で、地域計画の策定エリアの決め方、地域の割り振りについての質問がありましたよね。 いわき市全域で策定する訳ではないということだね。
事務局 (小川係長)	現時点において、生産振興課で計画しているのは201地域です。 これは、既に人・農地プランを策定している地域と、中山間直払いや多面的といった各種交付金の対象となっている地域、それ以外の地域の3区分の地域を合わせて201地域あるとのことです。 詳細については、来週20日からの各地区審議会において、生産振興課が作成したロードマップを踏まえて、ご説明する予定です。
17番 箱崎委員	地域計画と人・農地プランの関係について、伺います。 地域計画の策定は行政主導、人・農地プランの策定は地域住民主導、こういったイメージを持ちましたが、どうなのでしょう。
事務局 (金成主査)	これまでの人・農地プランは推奨事業でしたが、それが地域計画として法定化されたということで、一見行政主導にも見えますが、その手法自体は、地域の方々との協議・話し合いに基づき、地域の方々が自分たちの農業の将来像を決めていただくという点に変更はありません。 国からは、「行政主導で地域計画を作ってはいけない。あくまでも地域の方々と話し合いの結果として、地域の方々が合意して、納得してこの計画を作ったうえで、それを公告するのが市である」という考え方が示されております。 そのきっかけ作りとして、行政機関である農業委員会、それから市や県、土地改良区、JAといった関係機関から地域の方々に働きかけをしていきながら、「話し合いによって、地域計画というものを作りましょう」ということになりました。 また、市からは、既存の人・農地プランは、このまま地域計画に移行するという形でロードマップが示されております。
議長 (草野会長)	よろしいですか。 その他ご意見・ご質問はございませんか。
【意見・質問なし】	
議長 (草野会長)	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第7号、「いわき市事務委任規則の改正に対する意見の決定について」は、原案のとおり可決いたします。

議長
(草野会長) ここで、報告に入る前に、休憩いたします。
ただいま、3時ちょうどです。
10分間休憩とし、再開は3時10分からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

【10分間休憩】

議長
(草野会長) 全員お揃いですので、議事を再開します。
次に、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書11ページをお開き願います。
【報告第1号を朗読、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】
議案説明書の26ページから32ページをお開き願います。
今月の報告件数は28件、権利の取得事由は全て相続です。
権利の取得面積は、田：109,568㎡、畑：50,718.61㎡、合計：160,286.61㎡です。
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。
続きまして、議案書12ページをお開き願います。

事務局
(府川係長) 【報告第2号を朗読、報告事項（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について）を説明】
議案説明書の33ページから34ページをお開き願います。
今月の報告件数は1件、転用面積は田：964㎡、畑：0㎡、合計：964㎡です。
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。
続きまして、議案書13ページをお開き願います。

事務局
(府川係長) 【報告第3号を朗読、報告事項（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】
議案説明書の35ページから37ページをお開き願います。
今月の報告件数は9件、転用面積は田：6,600㎡、畑：797㎡、合計：7,397㎡です。

事務局 (府川係長)	なお、議案説明書36ページの番号3番、太陽光発電設備敷地の案件につきまして、工事着工年月日欄に「工業地域」との記載がありますが、正しくは上の欄と同じ「令和5年2月10日」ですので、訂正お願いいたします。 大変失礼いたしました。 以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書14ページをお開き願います。
事務局 (府川係長)	【報告第4号を朗読、報告事項（農地法第18条第6項の規定による合意解約について）を説明】 議案説明書の38ページから39ページをお開き願います。 今月の合意解約件数は5件、面積は田：8,550㎡、畑：0㎡、合計：8,550㎡です。 以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。 次の報告については、農政振興係長から説明いたします。
事務局 (草野係長)	議案書15ページをお開き願います。 【報告第5号を朗読、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】 議案説明書の41ページをお開き願います。 今月の報告件数は2件となっております。 それぞれ不動産取得税の徴収猶予に係るもの、相続税の納税猶予に係る証明となっております。 証明面積は、田：9,603㎡、畑：3,388㎡、合計：12,991㎡です。 なお、議案説明書41ページの合計欄の件数について、1件となっておりますが、2件に訂正お願いいたします。 大変失礼いたしました。 以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 議事の報告といたしましては、以上になります。
議長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。
議長 (草野会長)	次に、その他に移ります。 まず、事務局から何かありますか。
事務局 (草野係長)	【口頭説明】3月6日（月）開催の「福島さくら農業協同組合いわき地区理事との意見交換会」について、農業委員会からは会長、会長職務代理者、各地区審議会の幹事長及

事務局
(草野係長)

び副幹事長が参加する旨伝えたくて、該当する委員
に対し、改めて出席を依頼した。

議長
(草野会長)

ほかに、委員の皆様から何かございますか。

【「なし」との声あり】

議長
(草野会長)

特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業
委員会第22回総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

この後、農地調査係より、農業委員用タブレット端末の操作説明
がありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【閉会后、農業委員用タブレット端末の操作説明を行った】

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第4号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第5号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について	原案のとおり可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第7号	いわき市事務委任規則の改正に対する意見の決定について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第5号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について	20 坂本 和徳

6 本総会の閉会時刻

午後3時24分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

21 新妻 公二

22 大竹 公治

【議事録署名用紙（議長用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 8 年 4 月 22 日

議長

草野 一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 **6** 年 **4** 月 **17** 日

議事録署名人 新妻公二

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 6 年 4 月 17 日

議事録署名人 大竹公治